

令和5年第1回

掛川市・袋井市病院企業団議会定例会
会議録

掛川市・袋井市病院企業団

令和 5 年第 1 回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会 付議事件及び審議結果

○ 提出議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決内容
議案第 1 号	令和 4 年度掛川市・袋井市病院企業団 病院事業会計補正予算（第 2 号）につ いて	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 2 号	令和 5 年度掛川市・袋井市病院企業団 病院事業会計予算について	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 3 号	掛川市・袋井市病院企業団個人情報の 保護に関する法律施行条例の制定につ いて	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 4 号	掛川市・袋井市病院企業団情報公開・ 個人情報保護審査会条例の制定につい て	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 5 号	掛川市・袋井市病院企業団職員定数条 例の一部改正について	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 6 号	掛川市・袋井市病院企業団職員の定年 等に関する条例の一部改正について	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 7 号	掛川市・袋井市病院企業団職員の定年 引上げ等に伴う関係条例の整備に関す る条例の制定について	5.2.8	5.2.8	原案可決
議案第 8 号	専決処分の承認を求めることについて （掛川市・袋井市病院企業団企業長の 給与及び旅費に関する条例の一部改 正）	5.2.8	5.2.8	承認
議発第 1 号	掛川市・袋井市病院企業団議会の個人	5.2.8	5.2.8	原案可決

	情報の保護に関する条例の制定について			
--	--------------------	--	--	--

令和 5 年第 1 回 掛川市・袋井市病院企業団議会定例会会議録

○議事日程 令和 5 年 2 月 8 日（水） 午後 4 時 00 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和 4 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算
（第 2 号）について

日程第 4 議案第 2 号 令和 5 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算につ
いて

日程第 5 議案第 3 号 掛川市・袋井市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行
条例の制定について

日程第 6 議案第 4 号 掛川市・袋井市病院企業団情報公開・個人情報保護審査会条
例の制定について

日程第 7 議案第 5 号 掛川市・袋井市病院企業団職員定数条例の一部改正について

日程第 8 議案第 6 号 掛川市・袋井市病院企業団職員の定年等に関する条例の一部
改正について

日程第 9 議案第 7 号 掛川市・袋井市病院企業団職員の定年引上げ等に伴う関係条
例の整備に関する条例の制定について

日程第 10 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（掛川市・袋井市病院
企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

日程第 11 議案第 1 号 掛川市・袋井市病院企業団議会の個人情報の保護に関する条
例の制定について

○本日の会議に付した事件 議事日程に上げた事件に同じ

○出席議員（9 名）

1 番 松 本 均

2 番 藤 原 正 光

3 番 勝 川 志保子

4 番 山 本 裕 三

5 番 山 本 行 男

6 番 安 間 亨

8 番 大 場 正 昭

9 番 山 田 貴 子

10番 大 庭 通 嘉

○説明のため出席した者

監 査 委 員 山 下 一 夫

監 査 委 員 久 永 豊 彦

企 業 長 兼 院 長 宮 地 正 彦

副院長兼看護部長 八 木 純

経 営 戦 略 室 長 中 村 喜志男

医 事 課 長 杉 山 三起也

経 営 管 理 部 長 石 野 敏 也

管 理 課 長 溝 口 修

管理課主幹兼財務係長 小 林 芳 訓

議 事

午後 4 時 00 分 開会

○議長（松本 均） 所定の時刻となりました。企業団議会定例会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告として 3 点申し上げたいと思います。

戸塚副議長におかれましては、所用によりまして本日の会議を欠席する届出が出ておりますので御報告申し上げます。

そしてまた、若井副院長それから山崎地域医療支援センター副センター長におかれましては、所用によりまして本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので御報告申し上げます。

最後に、報道機関より傍聴の申出があり、撮影についても議長におきまして許可しましたので御報告いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。所定の定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 1 回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を開会いたします。

なお、議事日程につきましては議長において作成し、お手元に配付した議事日程のとおりであります。

これより会議を開きます。

○議長（松本 均） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、5 番山本行男議員、10 番大庭通嘉議員を指名いたします。

○議長（松本 均） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

議事に入る前に 1 点お伝えいたします。会議規則第 47 条の規定により、同一議題につき同一議員ができる質疑は 3 回までとなっております。あらかじめ御承知願いたいと思います。

○議長（松本 均） 日程第 3、議案第 1 号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第 1 号 令和 4 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の補正、また、業務実績に伴う関連予算の補正を行うものでございます。

まず、収益的収入及び支出において、収入につきましては、1 億 4,200 万円余を増額し、195 億 3,000 万円余とし、支出につきましては、4 億 3,200 万円余を増額し、195 億 1,300 万円余とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出において、収入につきましては、1 億 7,900 万円余を増額し、12 億 7,600 万円余とし、支出につきましては、3,400 万円余を減額し、18 億 9,700 万円余とするものでございます。

以上、議案第 1 号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第 1 号 令和 4 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の 1 ページを御覧ください。

第 2 条の予定業務量でございしますが、（１）業務量の患者数につきまして、新型コロナ

ナウウイルス感染症の影響を考慮し、入院延べ患者数を年間13万8,700人、1日平均380人と見込むものでございます。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款病院事業収益は1億4,275万1,000円増額し、195億3,007万円とするものでございます。

内訳は、第1項医業収益を6億8,620万円減額し、164億6,808万8,000円に、第2項医業外収益を8億2,895万1,000円増額し、30億6,198万1,000円とするものでございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用は4億3,207万3,000円増額いたしまして、195億1,355万4,000円とするものでございます。

内訳は、第1項医業費用を4億1,377万7,000円増額し、186億9,805万6,000円に、第2項医業外費用を350万円増額し、7億7,779万7,000円に、第3項特別損失を1,479万6,000円増額し、3,270万1,000円とするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第1款資本的収入は1億7,968万7,000円増額いたしまして、12億7,612万8,000円とするものでございます。

内訳は、第1項企業債を1,450万円減額し、2億3,550万円に、第3項補助金を5,489万5,000円増額し、2億933万2,000円に、めくっていただいて、第4項貸付資金返還金を1,543万2,000円増額し、2,507万4,000円に、第7項保険金1億2,386万円を新たに計上するものでございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、3,484万3,000円を減額いたしまして、18億9,723万1,000円とするものでございます。

内訳は、第1項建設改良費を3,127万3,000円減額し、8億5,081万9,000円に、第3項投資を357万円減額し、75万円とするものでございます。

第5条の債務負担行為でございますが、追加といたしまして、令和4年度から令和5年度までのターボ冷凍機の分解整備工事を、変更といたしましては、令和4年度補正予算（第1号）にて追加いたしましたISO取得支援業務委託料を令和4年度から令和7年度までとし、限度額660万円に変更し、廃止といたしましては、令和4年度から令和9年度までの医事業務委託料を廃止するものでございます。

第6条の企業債でございますが、限度額を1,450万円減額し、2億3,550万円に改めるものでございます。

続きまして3ページを御覧ください。

第7条の当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきまして、職員給与費を3億2,572万4,000円を増額いたしまして、101億1,515万9,000円とするものでございます。

第8条では、当初予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額につきまして、45億8,616万6,000円に改めるものでございます。

めくっていただいて、4ページを御覧ください。

補正予算（第2号）実施計画により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入でございますが、1款1項医業収益のうち、1目入院収益を6億8,620万円減額、2項医業外収益のうち2目補助金を8億2,885万1,000円増額、6目保育園収益を10万円増額するものでございます。

収益的支出でございますが、1款1項医業費用のうち、1目給与費を3億2,572万4,000円増額、2目材料費を3,000万円増額、3目経費を6,300万9,000円増額、5目資産減耗費を454万4,000円増額、6目研究研修費を950万円減額するものでございます。

2項医業外費用のうち9目雑損失については350万円増額、3項特別損失のうち2目災害による損失1,479万6,000円を新たに計上するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

資本的収入でございますが、1款1項企業債を1,450万円減額し、3項補助金については5,489万5,000円増額、4項貸付資金返還金は1,543万2,000円増額、また7項保険金については1億2,386万円を新たに計上するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款1項建設改良費を3,127万3,000円減額し、3項投資を357万円減額するものでございます。

めくっていただきまして6ページでございますが、予定キャッシュ・フロー計算書、7ページからは給与費明細書、さらにおめくりいただいて、9ページに債務負担行為に関する調書をお示ししておりますので、御覧いただければと存じます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

令和5年3月31日現在の予定貸借対照表でございます。

10ページの資産の部、2流動資産（1）現金預金につきましては、年度末残高を88億9,584万円余と見込んでおります。

また、11ページの資本の部、7剰余金（2）剰余金につきましては、ア当年度未処分利益剰余金のとおり、39億3,756万円余となる見込みでございます。

次に、少し飛びますが、14ページ、15ページをお開きください。

補正予算（第2号）事項別明細書でございます。

収益的収入の1款1項医業収益1目入院収益につきましては、見込み患者数及び診療単価の減少により、6億8,620万円減額と見込んでおります。

2項医業外収益2目補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応のための各種補助金収入により8億2,885万1,000円増額し、6目保育園収益につきましては、保育所等物価高騰対策支援給付金収入により10万円を増額するものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きください。

支出の1款1項医業費用は、4億1,377万7,000円増額し、186億9,805万6,000円とするものでございます。このうち、1目給与費につきましては、看護師等の処遇改善による手当の増や代務医師の派遣に伴う報酬の増などにより、3億2,572万4,000円増額しております。2目材料費につきましては、高額薬剤の使用量の増や、感染対策のための个人防护具等の使用量及び単価上昇により3,000万円の増額、3目経費につきましては、委託料等を業務の精査及び契約の見直しなどにより減額する一方で、光熱水費等原油価格高騰の影響により、6,300万9,000円の増額とするものでございます。5目資産減耗費につきましては、貯蔵品減耗費を精査した結果454万4,000円増額し、6目研究研修費につきましては、旅費の減少により950万円減額とするものでございます。

めくっていただき、18ページ、19ページをお開きください。

2項医業外費用9目雑損失につきましては、たな卸資産購入限度額の増に伴う控除対象外消費税の増により350万円増額し、次の3項特別損失2目の災害による損失につきましては、火災による損失部分の簿価を計上し、1,479万6,000円とするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

資本的収入の1款1項企業債は、新型コロナウイルス感染症関連補助金を受け、医療機器等に充当する企業債が減少したことにより1,450万円の減額、3項補助金は、医療機器等を対象とした関連補助金より5,489万5,000円の増額、4項貸付資金返還金は、修学資金貸付者で分割返済対象者のうち、1名について一括返済の申出があったため1,543万2,000円を増額するものでございます。7項保険金は、火災による保険金収入として1億2,386万円を新たに計上するものでございます。

次に、資本的支出でございますが、1款1項建設改良費につきましては、一部、年度内執行を取りやめた工事の影響や、資産購入費を精査したこと等により3,127万3,000円

の減額、3項投資につきましては、修学資金貸付者の減少により357万円減額するものでございます。

以上、議案第1号 令和4年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）についての補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、勝川議員。

○3番（勝川志保子） お願いします。3番、勝川です。

8ページにあります給料及び職員手当の増減額の明細の部分のところを、ちょっとお聞きしたいです。処遇改善というところは分かったんですが、この下の部分のコロナ患者の増加による手当の増加という部分は、収入でいくコロナ特別のそれとはまた別のところで、ここに補填される手当として個人に行くところになるのか、それとも全体として病院に入ってきたものを皆さんに分ける形になっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） その他の今の、コロナ患者の増加による手当の増額、これにつきましては、コロナに対応した職員につきましては1日4,000円とか、関連する場合には3,000円とかという、コロナに関係する手当が支給をされています。コロナ患者が非常に多かったものですから、この部分が増えたというのが主でございますし、それについては幅広く空床補償等、国庫から来る補助金で充当をしていきたいと思っています。

また、最終的には、今年度コロナで本当に職員頑張ったので、その対応に少しでも反映できるように、手当についても検討していきたいと思っています。その関係の手当というふうに御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（松本 均） よろしいですか。

3 番、勝川議員。

○3 番（勝川志保子） そうしますとここの手当の増加というのは、今後、期末の部分でまた、昨年もありましたよね、そういったものが予定されているということでよろしいんでしょうか。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） そのように検討をしてみたいです。
以上です。

○議長（松本 均） ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、3 回目になりますね。3 番、勝川議員。

○3 番（勝川志保子） 火災の保険金が入っているじゃないですか。収入のところで入っている部分と、支出として火災のための復旧、いろんなそれを改修するためのものというのはどこに、結局補填が全額できているのかどうか知りたいですけど。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） 支出のほうで補正予算（第2号）の5ページのところを御覧いただくと、収入とすると、先ほど議員おっしゃられたとおり、資本的収入の7項保険金の中の1目保険金1億2,386万円ということで入ってくる予定があります。

支出としますと、その下の資本的支出の1項建設改良費の1目建設改良費、今補正をしましたのでトータルでは1億8,942万2,000円ということなんですが、ほぼこの中が火災を復旧するための工事費が含まれていますので、ほぼ工事費のうちほとんどが保険金で賄われるというふうに考えていただいて結構です。

○議長（松本 均） ほかにありますか。よろしいですか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第4、議案第2号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、診療体制を堅持するための予算編成となっております。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収入が191億5,700万円余、支出が193億7,900万円余でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入が14億6,800万円余、支出が20億5,000万円余で、この収入の不足額5億8,100万円余は、過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。

以上、議案第2号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第2号 令和5年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量でございますが、（1）業務量の患者数につきましては、入院延べ患者数を年間15万60人、1日平均410人、外来延べ患者数を年間27万9,450人、1日平均1,150人と見込んでおります。

また、（2）の主要な建設改良事業につきましては、施設改良事業として1億7,616万8,000円、医療機器等整備事業として8億6,910万8,000円を見込むものでございます。

また、第3条の収益的収入及び支出では、収入として第1款病院事業収益を191億5,739万1,000円、支出として第1款病院事業費用を193億7,901万1,000円といたしました。新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない中ではありますが、収益の減少を最小限にとどめつつ、医療体制の充実を図るための予算編成を行うことで、費用が収益を2億2,162万円上回る収支予算となるものでございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入として、第1款資本的収入を14億6,892万8,000円、おめくりいただいて2ページに移りまして、支出として、第1款資本的支出を20億5,010万5,000円といたしました。

1ページに戻っていただき、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,117万7,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

再び2ページを御覧ください。

第5条は寝具・病衣・ベビー着賃借料ほか18件の債務負担行為について、3ページに移りまして、第6条は企業債について、第7条は一時借入金の限度額について、第8条

は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第9条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第10条はたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものでございます。

おめくりいただいて4ページを御覧ください。

第11条の重要な資産の取得につきましては、取得する資産のうち2,000万円以上の資産を明示しております。

おめくりいただいて6ページを御覧ください。

予算実施計画により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。

主なものは、収入では、1款1項医業収益のうち、1目入院収益が112億5,450万円、2目外来収益が50億3,010万円、4目他会計負担金は、掛川市・袋井市からの繰入金でございます。3億3,095万9,000円、2項医業外収益のうち、3目負担金交付金が7億6,979万4,000円でございます。こちらも同じく掛川市・袋井市からの負担金でございます。

対しまして、支出では、1款1項医業費用のうち、1目給与費が94億3,063万5,000円、2目材料費が45億3,354万2,000円、3目経費が31億8,991万7,000円でございます。

次に7ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございますが、主なものは、収入では、1款1項企業債は施設改良事業に係る企業債でございます。8億3,530万円、2項負担金は、掛川市・袋井市からの負担金で6億2,535万7,000円でございます。

支出では、1款1項建設改良費が10億4,527万6,000円、2項企業債償還金は元金償還金でございます。10億50万9,000円でございます。

めくっていただいて8ページを御覧ください。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

下から3行目、資金増減額は3,031万5,000円の増額で、これにより、期末残高は89億2,615万8,000円を見込むものでございます。

次の9ページから14ページまでは給与費明細書、また15ページから18ページまでは債務負担行為に関する調書をそれぞれお示ししておりますので、御覧いただきたいと思います。

次に、20ページ、21ページをお開きください。

令和6年3月31日現在の予定貸借対照表でございます。

20ページの資産の部では、1 固定資産（1）有形固定資産及び（2）無形固定資産につきましては、令和5年度中に購入予定の資産を追加するとともに、既存の固定資産の減価償却を行ったものでございます。（3）投資、アの長期貸付金につきましては、令和5年度の貸付金額を追加するとともに、貸倒引当金については、今後の貸付金返済免除に備え、引き当てるものでございます。イの長期前払消費税につきましては、令和4年度の建設改良費に係る控除対象外消費税を追加するとともに、前年度までの控除対象外消費税を定額償却したものでございます。固定資産合計では130億9,754万6,695円を予定しております。

2 流動資産（1）現金預金は、年度末残高を89億2,615万7,913円と見込むものでございます。（2）の未収金のうち貸倒引当金は、不納欠損による損失に備えるための回収不能見込額を引当金として計上したものでございます。

21ページを御覧ください。

負債の部では、3 固定負債及び4 流動負債につきましては、事業年度末日の翌日から起算して1年以内に支払いが生じるものを流動負債に、1年を超えて支払いが生じるものを固定負債に区分しております。5 繰延収益につきましては、資産の取得に係る補助金及び市繰入金を当該資産の減価償却と同様に事業年度ごと償却し、収益化するものであり、資産の部の固定資産に対応するものとして、負債の部に計上するものでございます。負債の合計は198億3,339万7,886円となっております。

下段の資本の部でございますが、6 資本金13億207万4,630円につきましては、開始年度の出資金3億207万4,630円と、平成27年度に追加出資として受け入れた10億円でございます。7 剰余金につきましては、（1）資本剰余金、アの市負担金を1億7,124万3,000円、（2）剰余金、アの当年度利益剰余金を36億9,917万1,347円と見込み、これによりまして、資本合計は51億7,248万8,977円と見込むものでございます。負債資本合計につきましては、250億588万6,863円を見込むものでございまして、前ページの資産合計と一致しております。

めくっていただきまして、23ページを御覧ください。

令和4年度の予定損益計算書でございます。

下から3行目、前年度に当たる令和4年度の当年度純利益を80万7,009円と見込むものでございます。

少し飛びますが、30ページ、31ページをお開きください。

予算事項別明細書でございます。

まず、収益的収入でございますが、1 款病院事業収益合計は191億5,739万1,000円で、前年度比 4 億5,544万7,000円の増加でございます。

1 款 1 項医業収益は174億6,207万2,000円で、このうち、1 目入院収益は、1 日平均患者数を410人、1 人 1 日平均診療収入を 7 万5,000円と見込み、112億5,450万円とするものでございます。2 目外来収益は、1 日平均患者数を1,150人、1 人 1 日平均診療収入を 1 万8,000円と見込み、50億3,010万円とするものでございます。3 項その他医業収益は、室料差額収益や婦人科検診・予防接種などの公衆衛生活動収益、人間ドックなどの医療相談収益等でございますして、8 億4,651万3,000円を計上するものでございます。4 目他会計負担金は、掛川市・袋井市からの負担金でございますして、救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政事務に要する経費といたしまして、3 億3,095万9,000円を計上するものでございます。

2 項医業外収益は16億9,531万8,000円でございます。

主なものは、3 目負担金交付金で、こちらも掛川市・袋井市からの負担金でございます。これは地方公営企業法に定める繰出基準に基づく繰入金のうち、建設改良等に係る企業債償還利息の支払いのための経費、高度医療、経営基盤強化対策に要する経費などのほか、基準外繰入として、旧病院の職員に係る退職給付引当金を15年分割として合わせまして、7 億6,979万4,000円を計上するものでございます。4 目長期前受金戻入は、資産の取得に係る補助金や市繰入金を資産の減価償却と同様に償却し、収益化するものでございます。5 目資本費繰入収益は、医療機器の償還元金に対する市繰入金に係る収益化分でございます。

次に、32ページ、33ページをお開きください。

収益的支出でございますが、1 款病院事業費用の合計は193億7,901万1,000円で、前年度比 4 億1,234万8,000円の増加でございます。

1 款 1 項医業費用は185億3,662万2,000円でございます。

このうち 1 目給与費は94億3,063万5,000円、2 目材料費は45億3,354万2,000円で、材料費の主なものは、薬品費、診療材料費でございます。3 目経費は31億8,991万7,000円で、主なものは光熱水費、また次の34ページ、35ページにございます賃借料、委託料でございます。次に、4 目減価償却費は12億6,710万4,000円で、令和 4 年度までに取得した建物、器械備品等を、それぞれの耐用年数に応じて償却するものでございます。

36ページ、37ページを御覧ください。

2 項医業外費用は 7 億 9,981 万 3,000 円でございます。主なものは、1 目支払利息及び企業債取扱諸費が 1 億 9,840 万 8,000 円で、企業債利息でございます。また、9 目雑損失は 4 億 1,402 万 2,000 円で、これは薬品や診療材料など貯蔵品購入に伴う控除対象外消費税を計上したものでございます。

38ページ、39ページを御覧ください。

収入の 1 款資本的収入でございますが、収入合計は 14 億 6,892 万 8,000 円で、前年度比 5 億 2,692 万 3,000 円の増加でございます。

主なものは、1 項 1 目施設改廃事業債 8 億 3,530 万円で、医療機器等の整備に充てる企業債でございます。2 項 1 目他会計負担金は 6 億 2,535 万 7,000 円で、建設改廃に要する経費の一部を掛川市及び袋井市から繰り入れるものでございます。

次に、支出の 1 款資本的支出でございますが、支出合計は 20 億 5,010 万 5,000 円で、前年度比 4 億 7,268 万 9,000 円の増加でございます。

主なものは、1 項 2 目資産購入費 8 億 6,910 万 8,000 円で、将来に向けた施設整備の設計費や医療の質向上のための医療機器整備でございます。

2 項企業債償還金 10 億 50 万 9,000 円は、令和 4 年度までに借り入れた企業債の元金償還金でございます。

依然として新型コロナウイルス感染症の影響を見通すことはできませんが、中東遠医療圏の基幹病院として機能強化を図り、その機能を十分発揮することができるよう、今後も職員一丸となり医療提供体制を堅持してまいります。

以上、議案第 2 号 令和 5 年度掛川市・袋井市病院企業団病院事業会計予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

3 番、勝川議員。

○3 番（勝川志保子） 3 番、勝川です。お願いします。

30ページの収入の部の医療外収益、補助金の部分なんですけれど、コロナの補助金と

いうのは令和４年度の補正のところでは、全額が上がっていないという説明を受けていたと思うんだけど、年度の後半の部分の補助金がここには入っていないですよ。そうしますと、もし、第８波は大分収まっているんだけど、そこにまた新たなコロナ感染があつてというときには、ここの補助金が増えてくるというふうに考えればいいですか。

今年度の後半の部分の補助金もここに入ってくるとしたら、それってどれくらいとかという見込みはないんですか。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） 今の御質問に対しては、補助金については９月までの分ということで、先ほど補正予算の中では御説明差し上げました。今回当初予算のほうには、コロナの補助金については全く今見込みが立っておりませんので、ここに計上するということはしておりません。

申し上げていただいた後半部分、１０月以降のコロナの空床補償等補助金があるとする見込みもありますが、今ちょっと本当に見込みで申し訳ありませんが、恐らく月１億円余入ってくる見込みだと思っていますので、約６億から７億円新たに出ると思います。その点については、決算の中でまた御説明をして計上させていただきたいと思いますので、御報告させていただきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松本 均） ほかに質疑はありますでしょうか。

３番、勝川議員。

○３番（勝川志保子） すいません、引き続きまして、収入のところの１款２項７目のその他医業外収益の敷地内薬局の土地の使用料、この１億２,６５０万円が敷地内薬局の土地を貸したお金として収入されるという、これはもう契約とかいろんなところでもう確定している金額になりますか。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） この点についてはまだ確定をしておりません。ここで計上させてもらっている金額につきましては、昨年度プロポーザルをやって、事業者さんから提案した額について計上をさせてもらっています、予算上としてですね。今工事を様々行っていますけれども、その工事等で幾らかかっているかというのも、この借地料については影響がありますので、今後めどが立った時点で協議をして、額を決めた上で契約のほうを締結をしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松本 均） ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

3 番、勝川議員、3 回目ですね。

○3 番（勝川志保子） 33ページの支出の経費の1 款1 項3 目の経費の、7 の光熱水費のところの電気料のところですね。電気代が高騰しているということで、本当に大変なことになるなというふうに、病院だけではなくて全てがそうなんですけれど、市の議会の中でも本当、太陽光パネルであるとかそういうものの先行投資をすることで、もしも少し余裕があるのであれば、パネルを早めに設置して自家発電ができるような、そういう取組をするのはどうなのかというようなお話も、掛川市議会の中でも出ているんですが、企業団のこの病院の経営の中でもそういうことは考えていくかどうかを、いってほしいなという意見があるわけですが、どうでしょうか。

○議長（松本 均） 石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） カーボンゼロの取組とか、そういった面でももちろん検討をさせていただきたいと思うんですが、やはり企業団も独立採算的な形の企業としての運営がありますので、費用対効果を含めて検討をさせていただいて、もし可能であるなら本当に前向きに考えていきたいなと思っていますが、これからの検討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 均） ほかに何かありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） それでは質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（松本 均） 日程第5、議案第3号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第3号 掛川市・袋井市病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明申し上げます。

令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から同法律が地方公共団体に直接適用されることに伴い、現行の掛川市・袋井市病院企業団個人情報保護条例を廃止し、法律の改正に対応した条例を新たに制定するものでございます。

以上、議案第3号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営

管理部長が補足説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第3号 掛川市・袋井市病院企業団個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案の2ページを御覧ください。

主な条文について御説明を申し上げます。

第1条は条例の趣旨を、第2条は定義について規定をするものでございます。

第3条は開示決定等の期限を、第4条は開示決定等の期限の特例を規定するもので、現行制度と同等に、法律の規定より短いそれぞれ「14日以内」「44日以内」とするものでございます。

第5条は開示請求に係る手数料等を規定するもので、現行と同様に手数料は無料とし、写しの交付にかかる実費を負担とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第7条は審査会への諮問について規定するもので、企業団におきましても、個人情報の取扱いに関する重要事項等について審査会に諮問することができることとするものでございます。

また、附則において現行の個人情報保護条例を廃止するものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（松本 均） 日程第6、議案第4号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第4号 掛川市・袋井市病院企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、御説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、掛川市・袋井市病院企業団個人情報保護条例を廃止することから、現行の情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、審査会に関する必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

以上、議案第4号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第４号 掛川市・袋井市病院企業団情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案の７ページを御覧ください。

主な条文について御説明を申し上げます。

第１条は条例の趣旨を、第２条から第５条は審査会の設置や組織について規定をするものでございます。

８ページを御覧ください。

第６条から第１２条は、審査請求に関する調査審議の手続等について定めるものでございます。

続いて、第１３条は個人情報の取扱いに関する調査審議の手続について規定するものであり、実施機関及び議会が個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な協力を求めることができることとするものでございます。

第１５条は罰則を規定するもので、審査会の委員の守秘義務に対する罰則を、現行の情報公開条例、個人情報保護条例に準じて定めるものでございます。

また、附則において、情報公開条例における情報公開審査会についての規定を削り、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨の改正を行うものでございます。

施行日は令和５年４月１日でございます。

以上、議案第４号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（松本 均） 日程第7、議案第5号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第5号 掛川市・袋井市病院企業団職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、地域の基幹病院として今後もさらなる医療機能の強化を図るとともに、働き方改革の推進などの法改正にも対応しつつ、将来に向けた医療体制を確保するため、職員の増員が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第5号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第5号 掛川市・袋井市病院企業団職員定数条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案の14ページを御覧ください。

本条例の一部改正につきましては、病院整備基本計画に基づく事業拡大のために必要

となる増員、診療体制の強化及び新興感染症等への対応のための増員、医師の働き方改革に伴う法改正に対応するための増員等、これらの要因により、当院の現在の職員定数850人を100人増員し、950人とするものであります。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これから議案第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第8、議案第6号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第6号 掛川市・袋井市病院

企業団職員の定年等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、関係する規定を改正するものであります。

以上、議案第6号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第6号 掛川市・袋井市病院企業団職員の定年等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

議案の16ページを御覧ください。

この条例改正は、地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月1日から職員の定年を引き上げることについて、国家公務員の定年引上げ制度に準拠して条例で定めることとされていることから、所要の改正を行うものでございます。

第3条は、職員の定年を年齢60歳から年齢65歳に改正するものです。

17ページ、第4条は、定年延長の特例について、その条件と期間を規定するための改正でございます。

18ページをお開きください。

第6条からは、管理監督職勤務上限年齢制について規定しており、対象となる管理監督職の指定を行うとともに、管理監督職の上限年齢を医師及び歯科医師以外は60歳を上限とする旨を規定し、第8条においては、降任するに当たって遵守すべき基準について規定しています。

続く19ページ、第9条では、管理監督職として残ることができる特例及び任用制限の特例について規定をしております。

続いて21ページを御覧ください。

第10条からは、異動期間の延長または他の管理監督職に降任する場合等について規定をしております。

第12条からは第4章として、定年前提任用短時間勤務制に関する規定を定めております。

23ページを御覧ください。

改正附則の第2項は、定年に関する経過措置を規定するほか、第3項として、60歳に達する日の属する年度の前年度において、必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認する旨を追加しております。

24ページを御覧ください。

施行日は令和5年4月1日とし、附則第2条以降では、それぞれの経過措置等について規定をしております。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均）　ここですいません、17時を超える可能性がありますので、本日の会議を延長したいと思います、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均）　あらかじめ御承知いただきたいと思います。

○議長（松本 均）　日程第9、議案第7号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦）　ただいま上程されました議案第7号　掛川市・袋井市病院企業団職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、職員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、関係条例を整備するための条例を制定するものであります。

以上、議案第7号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均）　次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也）　それでは、議案第7号　掛川市・袋井市病院企業団職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案の31ページを御覧ください。

この条例は、令和５年４月１日施行予定の定年引上げ制度に合わせ、関係する６つの条例の一部改正及び廃止を行うものであります。

第１条は、掛川市・袋井市病院企業団職員の分限に関する条例の一部改正でございます。役職定年制が導入されることに伴い、地方公務員法第28条の２第１項の降給に関する規定を第３条に追加するとともに、第４条及び第５条において、降格・降号の事由について追加するものでございます。

33ページを御覧ください。

第２条では、掛川市・袋井市病院企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正を行うものでございます。減給の効果として、減給の基準は、降給される前の金額の10分の１ではなく、降給された後の金額を10分の１とするため、所要の改正を行うものでございます。

34ページを御覧ください。

第３条は、掛川市・袋井市病院企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。第２条において、育児休業を取得することができない職員として、特例として役職定年を延長された管理監督者と任期付採用職員を追加し、35ページ上段、第７条においては、育児短時間勤務を取得することができない職員の範囲を規定しております。

35ページ、第４条では、掛川市・袋井市病院企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行います。第２条第１項では、地方公務員法の改正に伴い引用する条項の改正を行い、第18条第６項では、「再任用職員」を「定年前再任用短時間職員」に変更する改正を行っております。

36ページをお開きください。

第19条第２項は、高齢者部分休業を取得した時間について、給料を減額することを規定するものでございます。

続いて37ページ、第５条は、掛川市・袋井市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であり、地方公務員法の改正に伴い、引用する条項を変更するための改正を行うものでございます。

続いて38ページを御覧ください。

第６条は、掛川市・袋井市病院企業団職員の定年等に関する条例において、これまでの再任用制度に代わって定年前再任用短期間勤務制度が規定されることから、掛川市・

袋井市病院企業団定年退職者等の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

附則第1項において、この条例の施行日を令和5年4月1日からと規定するものでございます。

附則第2項及び第3項については、令和5年度から令和13年度までの間については、現在の再任用職員制度を平行して運用することを規定するものでございます。

以上、議案第7号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第10、議案第8号を議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） ただいま上程されました議案第8号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、掛川市・袋井市病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、令和4年12月22日をもって専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

本条例は、人事院勧告による勤勉手当支給割合の引き上げに伴う国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第8号の提案理由説明とさせていただきます。詳細につきましては、経営管理部長が補足説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松本 均） 次に、補足説明を求めます。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議案第8号 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

企業長の期末手当は、掛川市・袋井市病院企業団職員の期末手当及び勤勉手当に準じて支給しており、本年度の人事院勧告に準じて、企業長の期末手当の支給割合を年間4.4月に引き上げるものであります。

本年度は、6月支給2.15月、12月支給2.25月と改定し、来年度は、6月支給2.2月、12月支給2.2月と定めるものでございまして、令和4年12月22日をもって専決処分を行っております。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 均） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

【「なし」との声あり】

○議長（松本 均） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 日程第11、議発第1号を議題といたします。

職員が説明を行います。

石野経営管理部長。

○経営管理部長（石野敏也） それでは、議発第1号 掛川市・袋井市病院企業団議会の個人情報保護に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案の45ページを御覧ください。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体については、令和5年4月1日から同法律が直接適用されることとなりましたが、一方で、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法の適用の対象外となっていることとの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関からは除外をされました。

このため、引き続き条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じるため、新たに掛川市・袋井市病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例を制定するもので

ございます。

以上でございます。

○議長（松本 均） 以上で説明が終わりました。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております議発第1号については、議員全員による提出でありますので、質疑、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。したがって、本件は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議発第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○議長（松本 均） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（松本 均） 以上で、本日の日程全部を終了いたしました。

閉会に当たり、企業長から御挨拶をお願いいたします。

宮地企業長。

○企業長兼院長（宮地正彦） 閉会に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年度病院事業会計予算をはじめ8件の議案について御審議いただき、いずれも原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

当院はこの10年間、皆さんの御協力を得て、地域のために貢献できたというふうに考えています。今後さらに10年間で、今まで培ってきた経験を生かし、改革・改良をおそれず、さらに進歩的な提案もしていき、この地域に貢献しつつ、さらに日本の医療に貢

献できるように、より発展していきたいというふうに思っています。また皆さんの御協力、御指導をよろしくお願いしたいと思います。今後も企業団が両市と共に発展するために、議員の皆様方の変わらぬ御支援と御協力を賜りますよう、御指導をよろしくお願いいたします。

今日は本当にありがとうございました。

○議長（松本 均） これにて令和５年第１回掛川市・袋井市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

会議の時間の延長をいたしまして、申し訳ございませんでした。皆様の御協力に深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後５時０９分 閉会

[署名]

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 5 年 3 月 31 日

掛川市・袋井市病院企業団議会議長

松 本 均

[署名議員]

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

山 本 紘 男

掛川市・袋井市病院企業団議会議員

大 庭 通 嘉